

## ■2019年度A日程早期卒業者特別入試法律科目試験 「民法」問題の出題趣旨・解説

### 【出題趣旨・解説】

(1) 交通事故と医療過誤による異時的共同不法行為の成立及び効果を中心論点として、相続人としての賠償請求と遺族固有の賠償請求や、不法行為時に胎児であった者の相続と不法行為賠償請求の権利能力の問題に考察を及ぼせしめるのが、出題の趣旨である。

判例によれば、共同不法行為は異時的共同不法行為（民719条）としても認められ、各加害行為が単独でも被害者死亡の原因力を有するときは、それら行為者に、被害者死亡と相当因果関係にある全損害の賠償を目的として、連帯債務（現行法上は不真正連帯債務）が成立する。本件では、Bの不法行為責任（民709条）ほか、E・F・Gに加害者不明の共同不法行為責任（民719条1項後段）、CにE・F・Gの使用者としての不法行為責任（民715条）が成立し、これらが全体として共同不法行為責任を基礎づけ、その各行為にA死亡の原因力があると認められるから、B及びE・F・G・CがそれぞれA死亡と相当因果関係にある全損害の賠償義務を連帯して負担すると考えられる。

賠償されるべき損害項目には、A自身に生じた損害として、問題文記載の休業損害・逸失利益や問題文には記載がないが精神的損害（民710条）が含まれるほか、Aの遺族に生じた葬儀費用・遺族固有の精神的損害（民711条）が含まれる。

これら損害のうち、A自身に生じた損害については、その賠償請求権を相続した者によって行使されることになる。これにHが含まれることはいうまでもない（民899条）。Kも、本件不法行為時には胎児であったが、後に出生したことを要件として胎児に相続能力を認める民法886条1項の規定により、Aの賠償請求権の相続人と認められる。HとKの相続分は2分の1ずつである（民900条1号）。

葬儀費用については、喪主（本件では恐らくH）が自己の損害としてその賠償を請求することができる（判例）。

遺族固有の精神的損害の賠償請求権は、民法711条所定の範囲のAの遺族が、原始取得する。この権利取得は、配偶者Hはもとより、民法721条の規定により、本件不法行為時にAの子として胎児であって後に出生したKにも認められる。

(2) 金銭債権（可分給付債権）の共同相続による法律関係を問う趣旨である。

可分給付債権の共同相続は、一般に、当然分割原則（民427条）に従う。したがって、HとKは、AがLに対して有していた貸金債権を、その法定相続分に応じ、2分の1ずつに分割された範囲で確定的に相続取得する。

これに対し、銀行に対する預金債権が共同相続された場合については、最近になって判例変更があり、当然分割されず、遺産分割の協議又は審判までの間、共同相続人がその法定相続分に応じた持分をもって準共有するものとされた。したがって、HとKは、AのM銀行に対する預金債権を、A死亡により共同相続し、各2分の1ずつの持分で準共有することになったものと解される。

以 上